



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

850	地籍調査の成果の認証	(地域政策課).....	2
851	〃	(〃).....	2
852	〃	(〃).....	2
853	〃	(〃).....	3
854	〃	(〃).....	3
855	生活保護法による介護機関の指定	(福祉保健総務課).....	4
856	指定障害児通所支援事業者の変更	(障害福祉課).....	4
857	指定一般相談支援事業者の指定	(〃).....	4
858	大規模小売店舗立地法による和歌山市から聴取した意見の概要	(商工振興課).....	4
859	和歌山県の海洋生物資源の保存管理に関する計画の一部変更	(資源管理課).....	5
860	道路の区域変更	(道路保全課).....	5
861	道路の供用開始	(〃).....	6
862	道路の区域変更	(〃).....	6
863	道路の供用開始	(〃).....	6
864	道路の区域変更	(〃).....	7
865	〃	(〃).....	7
866	道路の供用開始	(〃).....	7
867	道路の区域変更	(〃).....	8
868	〃	(〃).....	8
869	〃	(〃).....	9
870	道路の供用開始	(〃).....	9
871	道路の区域変更	(〃).....	9
872	道路の供用開始	(〃).....	10
873	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課).....	10
874	〃	(〃).....	10
875	道路の位置の指定	(都市政策課).....	11
876	〃	(〃).....	11
877	〃	(〃).....	12
878	〃	(〃).....	12
879	港湾施設の使用料の徴収事務の委託	(港湾空港課).....	12
880	随意契約の相手方の決定	(県議会事務局).....	12
881	和歌山県警察汎用コンピュータ賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(警察本部).....	13
882	運転者管理業務端末賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(〃).....	15

○ 公告

入札公告	(警察本部)..... 17
”	(”)..... 20
○ 諸報	
和歌山県収用委員会公示送達	(収用委員会)..... 23

告 示

和歌山県告示第850号

和歌山県日高郡日高川町大字姉子の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成26年7月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡日高川町
- 2 調査を行った時期
平成24年4月17日から平成26年3月10日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡日高川町大字姉子の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡日高川町大字姉子の一部地区
- 5 認証年月日
平成26年6月20日

和歌山県告示第851号

和歌山県御坊市塩屋町南塩谷の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成26年7月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県御坊市
- 2 調査を行った時期
平成24年4月19日から平成26年3月19日まで
- 3 成果の名称
和歌山県御坊市塩屋町南塩谷の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県御坊市塩屋町南塩谷の一部地区
- 5 認証年月日
平成26年6月20日

和歌山県告示第852号

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字東谷の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成26年7月1日

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県伊都郡かつらぎ町
- 2 調査を行った時期
平成23年4月11日から平成26年2月7日まで
- 3 成果の名称
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字東谷の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字東谷の一部地区
- 5 認証年月日
平成26年6月20日

和歌山県告示第853号

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字花園池之窪地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成26年7月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県伊都郡かつらぎ町
- 2 調査を行った時期
平成24年4月18日から平成26年2月6日まで
- 3 成果の名称
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字花園池之窪地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字花園池之窪地区
- 5 認証年月日
平成26年6月20日

和歌山県告示第854号

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字花園中南の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成26年7月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県伊都郡かつらぎ町
- 2 調査を行った時期
平成24年4月18日から平成26年2月19日まで
- 3 成果の名称
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字花園中南の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字花園中南の一部地区
- 5 認証年月日

平成26年6月20日

和歌山県告示第855号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成26年7月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社愛里巢	有田市箕島861	愛里巢	有田市箕島861	訪問介護・介護予防訪問介護	平成26.6.1
合同会社三栄メディカルケア	岩出市清水439-2	リハビリデイサービスソレイユ	岩出市野上野97	通所介護・介護予防通所介護	平成26.6.1
有限会社フルライフ	日高郡みなべ町埴田1766	イクルデイサービス	日高郡みなべ町東吉田673-2	通所介護・介護予防通所介護	平成26.5.29
有限会社さら	新宮市別当屋敷町6-4	さら介護サービス	新宮市別当屋敷町6-4	居宅介護支援事業	平成26.5.1

和歌山県告示第856号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の19第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者の変更の届出があったので公示する。

平成26年7月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	障害児通所支援の種類	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
3052200015	社会福祉法人ふたば福祉会	放課後等デイサービス	事業所名	ほうかごきつず うえのやまはうす	か〜た	平成26.5.1
			事業所の所在地	田辺市上ノ山一丁目17-15	田辺市上ノ山一丁目3-28	

和歌山県告示第857号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の指定一般相談支援事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成26年7月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	一般相談支援の種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3031400413	障がい者生活サポートセンターにじ	海南市重根1778	地域移行支援・地域定着支援	知的障害者・精神障害者	社会福祉法人一峰会	海南市重根1778	平成26.7.1

和歌山県告示第858号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

平成26年7月1日

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニクロ国体道路店

和歌山県和歌山市小雑賀704 外

2 意見の対象となった届出に係る告示

平成26年和歌山県告示第111号

3 意見の概要

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他の関係法令を遵守し、廃棄物の減量化及び再資源化に取り組み、周辺環境に影響を与えないよう努めてください。

(2) 騒音規制法及び振動規制法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法及び和歌山県公害防止条例を遵守し、周辺環境に影響を与えないよう努めてください。

なお、近隣からの騒音対策等の要望があれば、必要に応じて対策を講じてください。

(3) 建設リサイクル法を遵守して工事を施工し、周辺環境に影響を与えないよう努めてください。

(4) 屋外広告物条例を遵守し、周辺環境に影響を与えないよう努めてください。

(5) ピーク時、交通整理員等を配置し道路混雑緩和に努めてください。

4 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課 (和歌山市小松原通一丁目1番地)

和歌山市まちづくり局まちおこし部商工まちおこし課 (和歌山市七番丁23番地)

5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 平成26年7月1日から同年8月1日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第859号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定に基づき、和歌山県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の一部を平成26年6月20日付けで変更したので、同条第10項において準用する同条第5項の規定により公表する。

平成26年7月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

変更後の計画に係る内容は、省略し、和歌山県農林水産部水産局資源管理課、海草振興局地域振興部企画産業課、有田振興局地域振興部企画産業課、日高振興局地域振興部企画産業課、西牟婁振興局地域振興部企画産業課及び東牟婁振興局地域振興部企画産業課に備え置いて縦覧に供する。

和歌山県告示第860号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年7月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 371号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考

東牟婁郡古座川町添野川字平井川東平山1645番1地先から同町添野川字平井川東平山1649番1地先まで	旧	4.40 } 20.34	210.00	
同上	新	5.63 } 20.40	210.00	

和歌山県告示第861号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年7月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 一般国道

路線名 371号

供用開始の区間 東牟婁郡古座川町添野川字平井川東平山1645番1地先から同町添野川字平井川東平山1649番1地先まで

供用開始の期日 平成26年7月1日

和歌山県告示第862号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年7月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 新田広芝岩出停車場線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
岩出市水栖字牛坪86番1地先から同市高塚字風上188番1地先まで	旧	3.91 } 14.68	416.85	一般国道24号と重複延長29.35mを含む
同上	新	5.36 } 16.24	416.85	一般国道24号と重複延長29.35mを含む

和歌山県告示第863号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年7月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 新田広芝岩出停車場線

供用開始の区間 岩出市水栖字牛坪86番1地先から同市高塚字風上188番1地先まで

供用開始の期日 平成26年7月1日

和歌山県告示第864号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年7月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 美里龍神線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル
有田郡有田川町大字清水字奥野1436番2地先から同町大字下湯川字柿碓1042番2地先まで	旧	3.11 ） 13.88	679.90	下奥野橋 L=10.3 上奥野橋 L=8.6

和歌山県告示第865号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年7月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 市鹿野鮎川線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル
田辺市深谷字片谷122番6地先から同市深谷字氏神山前1番地先まで	旧	4.20 ） 4.20	9.90	宮の谷橋 L=9.3
同上	新	4.42 ） 4.80	9.90	宮の谷橋 L=9.3

和歌山県告示第866号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年7月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 市鹿野鮎川線

供用開始の区間 田辺市深谷字片谷122番6地先から同市深谷字氏神山前1番地先まで

供用開始の期日 平成26年7月1日

和歌山県告示第867号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年7月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 秋津川田辺線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
田辺市稲成町字長田2139番1地先から同市稲成町字中之段2434番1地先まで	旧	9.50 } 15.60	627.50	
同上	新	11.70 } 16.70	627.50	

和歌山県告示第868号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年7月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 田辺白浜線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
田辺市湊字地下1024番5地先から同市湊字塔ノ内760番6地先まで	旧	6.40 } 13.70	503.40	
同上	新	13.70 } 18.40	503.40	

和歌山県告示第869号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年7月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 城すさみ線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
西牟婁郡すさみ町周参見字十九山口1018番2地先から同町周参見字十九山口1021番1地先まで	旧	8.71 ） 21.29	65.00	
同上	新	11.21 ） 24.80	65.00	

和歌山県告示第870号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年7月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 城すさみ線

供用開始の区間 西牟婁郡すさみ町周参見字十九山口1018番2地先から同町周参見字十九山口1021番1地先まで

供用開始の期日 平成26年7月1日

和歌山県告示第871号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年7月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 高瀬古座停車場線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考

東牟婁郡古座川町高池字元池72 9番1地先から同町高池字元池72 2番1地先まで	旧	4.68 } 137.00 22.10	
同上	新	10.79 } 133.60 36.40	

和歌山県告示第872号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年7月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 高瀬古座停車場線

供用開始の区間 東牟婁郡古座川町高池字元池729番1地先から同町高池字元池722番1地先まで

供用開始の期日 平成26年7月1日

和歌山県告示第873号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成26年7月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流及び急傾斜地の崩壊
- 2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称
安楽寺谷川（4-363-1-006）、井の口谷川（4-363-1-007）、西田殿谷川（4-363-1-008）、田殿上谷川（4-363-1-009）、田殿下谷川（4-363-1-010）、井口（2）（I-760）、井口（I-761）、井口（3）（I-3743）
- 3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図書のとおり
- 4 法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項
次の図書のとおり
（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び有田振興局建設部並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第874号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成26年7月1日

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

三尾3 (5-381-1-001)、三尾4 (5-381-1-003)、西出川右支溪 (5-381-1-004)、西出川左支溪 (5-381-1-005)、西出川左支溪 (5-381-1-006)、大山谷川 (5-381-1-007)、三尾2 (5-381-2-001)、三尾5 (5-381-2-002)、三尾6 (5-381-2-003)、三尾 (44) (I-50107)、三尾 (38) (II-50192)、三尾 (39) (II-50193)、三尾 (40) (II-50194)、三尾 (41) (II-50195)、三尾 (42) (II-50196)、三尾 (43) (II-50197)

(3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号) で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び日高振興局建設部並びに美浜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

2 土砂災害警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

地滑り

(2) 土砂災害警戒区域の名称

三尾 (388)

(3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第6条第1項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び日高振興局建設部並びに美浜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第875号

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成26年7月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3254	岩出市根来字山際283番1の一部、283番11の一部 岩出市根来字小田161番1の一部	紀の川市久留壁86番10 有限会社グローバルシノミヤ 代表取締役 四宮要三	平成 26. 6. 20	6. 00	32. 65

和歌山県告示第876号

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成26年7月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3255	海南市船尾字中濱260番53の一部	和歌山市餌差町一丁目36番地 紀の国住宅株式会社 代表取締役 林博文	平成 26.6.19	6.00	12.40
				5.00	30.20

和歌山県告示第877号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。
平成26年7月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3258	有田郡有田川町大字下津野字北久保203番1の一部、212番1の一部、213番1の一部	和歌山市太田二丁目8番11号 株式会社幸福建設 代表取締役 吉田玉姫	平成 26.6.19	6.00	83.72

和歌山県告示第878号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。
平成26年7月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3271	橋本市高野口町小田字神田164番7の一部	和歌山市太田二丁目8番11号 株式会社幸福建設 代表取締役 吉田玉姫	平成 26.6.19	5.00	35.00

和歌山県告示第879号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、港湾施設の使用料の徴収事務を次のとおり委託する。

平成26年7月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

港湾施設名	委託先	代表者氏名
勝浦港小型船舶係留施設	勝浦漁業協同組合	代表理事組合長 片谷匡
宇久井港小型船舶係留施設	宇久井漁業協同組合	代表理事組合長 亀井睦弘

和歌山県告示第880号

平成26年度県議会広報テレビ番組の制作及び放送事業の委託契約について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成26年7月1日

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
平成26年度県議会広報テレビ番組の制作及び放送事業 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県議会事務局
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成26年5月30日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社テレビ和歌山
和歌山市栄谷151番地
- 5 随意契約に係る契約金額
36,687,600円(うち消費税及び地方消費税の額2,717,600円)
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
特例政令第10条第1項第1号に該当し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第2項の規定により随意契約する。

和歌山県告示第881号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条の規定に基づき、和歌山県警察汎用コンピュータ賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

平成26年7月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 一般競争入札に付する業務の名称等
 - (1) 調達役務の名称
和歌山県警察汎用コンピュータ賃貸借業務
 - (2) 調達役務の仕様等
和歌山県警察汎用コンピュータ賃貸借業務仕様書(以下「仕様書」という。)による。
- 2 一般競争入札に参加する者の資格
この一般競争入札に参加する資格を有する者は、平成26年7月1日(火)において、次に掲げる要件のいずれをも満たす者とする。
 - (1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - (2) 自治法令第167条の4第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しないものであること。
 - (3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。
 - (4) 国税及び都道府県税に未納がない者であること。
 - (5) この入札に係る賃貸借業務と同種業務の契約を過去5年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。
なお、同種とは次に掲げる要件を満たしているものとする。
 - ア 汎用コンピュータ及びサーバについて、導入又は更新した実績を有すること。
 - イ 汎用コンピュータ及びサーバについて、現地保守(修理)にてメンテナンスリース又はレンタルをした実績を有すること。

- (6) 営業品目に賃貸借を有する者であること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくはその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者又は経営に実質的に関与していない者であること。
- (8) 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしていない者であること。
- (9) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者又は破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。
 - ア 競争入札参加資格審査申請書
 - イ 事業経歴書
 - ウ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
 - エ 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
 - オ 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）
 - カ 使用印鑑届
 - キ 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書で、提出日において発行後3か月を経過していないもの
 - （ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
 - （イ）法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する税全税目
 - ク 誓約書
 - ケ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）
 - コ 仕様書に準拠する機器の一覧（メーカー名、製品名（型名）、数量、仕様等を記載したもの）。ただし、記載する仕様については、当該製品のカタログ等を添付することで省略可とする。
 - サ 申請者のシステム賃貸借業務に関する業務実績証明書（過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）
 - シ 申請者に保守体制が整備されていることを証明する保守体制証明書で、次に掲げる要件を満たすもの
 - （ア）障害発生時の連絡体制図を添付すること。
 - （イ）営業所及び待機拠点等における常駐技術者数を記載すること。
- (2) 資格審査申請時点で、既に和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく審査を経て、現に有効な競争入札参加資格決定通知書を交付されている者には、当該通知書の写しを提出することにより、(1)のイからオまで、キ及びクに掲げる申請書類に代えることができる。
- (3) (1)のア、イ、カ、ク、ケ、サ及びシに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成26年7月1日（火）から同月23日（水）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に定める休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時までの間、6に掲げる場所で配布を行う。
- (4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる入札説明会において行うほか、平成26年7月1日（火）から同月24日（木）までの間に和歌山県警察本部警務部情報管理課（以下「情報管理課」という。）に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

4 入札説明会の場所及び日時

- (1) 場所
和歌山市西46番地の1
和歌山県警察本部岡崎庁舎1階 小会議室
- (2) 日時
平成26年7月10日（木）午前10時
- 5 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所
3の（1）に掲げる申請書類は、平成26年7月1日（火）から同月31日（木）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に、6に掲げる場所に提出するものとする。
- 6 資格審査申請書類の配布の場所
情報管理課
和歌山市西46番地の1
郵便番号 640-8313
電話番号 073-476-0110（代表）
ファクシミリ番号 073-476-0110
- 7 資格審査の結果通知
資格審査の結果は、郵便により平成26年8月7日（木）までに通知するものとする。
- 8 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明
 - (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県警察に対してその理由について説明を求めることができる。
 - (2) (1)の説明は、平成26年8月12日（火）午後5時までに書面により求めることができる。
 - (3) (2)の書面は、持参により6に掲げる場所に提出するものとする。
 - (4) 説明に対する回答は、平成26年8月19日（火）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

和歌山県告示第882号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、運転者管理業務端末貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

平成26年7月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 一般競争入札に付する業務の名称等
 - (1) 調達役務の名称
運転者管理業務端末貸借業務
 - (2) 調達役務の仕様等
運転者管理業務端末貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。
- 2 一般競争入札に参加する者の資格
この一般競争入札に参加する資格を有する者は、平成26年7月1日（火）において、次に掲げる要件のいずれをも満たす者とする。
 - (1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - (2) 自治法令第167条の4第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しないものであること。
 - (3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。
 - (4) 国税及び都道府県税に未納がない者であること。
 - (5) この入札に係る貸借業務と同種同等規模以上の業務の契約を過去5年以内に締結し、適正に履行し

た実績がある者であること。

なお、同種とはアに掲げる要件を、同等規模以上とはイに掲げる要件を満たしているものとする。

ア 端末及びサーバについて、導入又は更新した実績を有すること。

イ 端末及びサーバについて、現地保守（修理）に対応した複数拠点でメンテナンスリース又はレンタルをした実績を有すること。

(6) 営業品目に賃貸借を有する者であること。

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくはその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者又は経営に実質的に関与していない者であること。

(8) 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしていない者であること。

(9) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者又は破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 事業経歴書

ウ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

エ 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

オ 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

カ 使用印鑑届

キ 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書で、提出日において発行後3か月を経過していないもの

（ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

（イ）法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する税全税目

ク 誓約書

ケ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

コ 仕様書に準拠する機器の一覧（メーカー名、製品名（型名）、数量、仕様等を記載したもの）。

ただし、記載する仕様については、当該製品のカタログ等を添付することで省略可とする。

サ 申請者のシステム賃貸借業務に関する業務実績証明書（過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）

シ 申請者に保守体制が整備されていることを証明する保守体制証明書で、次に掲げる要件を満たすもの

（ア）障害発生時の連絡体制図を添付すること。

（イ）営業所及び待機拠点等における常駐技術者数を記載すること。

(2) 資格審査申請時点で、既に和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく審査を経て、現に有効な競争入札参加資格決定通知書を交付されている者にあつては、当該通知書の写しを提出することにより、(1)のイからオまで、キ及びクに掲げる申請書類に代えることができる。

(3) (1)のア、イ、カ、ク、ケ、サ及びシに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成26年7月1日（火）から同月23日（水）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に定める休日（以下「県の休日」とい

う。)を除く日の午前9時から午後5時までの間、6に掲げる場所で配布を行う。

- (4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる入札説明会において行うほか、平成26年7月1日（火）から同月24日（木）までの間に和歌山県警察本部警務部情報管理課（以下「情報管理課」という。）に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

4 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市西46番地の1

和歌山県警察本部岡崎庁舎1階 小会議室

(2) 日時

平成26年7月10日（木）午前11時

5 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

3の(1)に掲げる申請書類は、平成26年7月1日（火）から同月31日（木）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に、6に掲げる場所に提出するものとする。

6 資格審査申請書類の配布の場所

情報管理課

和歌山市西46番地の1

郵便番号 640-8313

電話番号 073-476-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-476-0110

7 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵便により平成26年8月7日（木）までに通知するものとする。

8 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県警察に対してその理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、平成26年8月12日（火）午後5時までに書面により求めることができる。

(3) (2)の書面は、持参により6に掲げる場所に提出するものとする。

(4) 説明に対する回答は、平成26年8月19日（火）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

公 告

入 札 公 告

和歌山県警察汎用コンピュータ賃貸借業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成26年7月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

平成26年度から平成31年度まで

(2) 調達役務の名称及び数量

和歌山県警察汎用コンピュータ賃貸借業務 一式

(3) 賃貸借期間

平成27年3月1日から平成32年2月29日までの間

(4) 調達役務の仕様等

和歌山県警察汎用コンピュータ賃貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(5) 納入場所

和歌山県警察本部が指定する場所

(6) 入札金額

月額で入札することとする。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成26年和歌山県告示第881号に規定する和歌山県警察汎用コンピュータ賃貸借業務の一般競争入札参加資格を有する者であること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山県警察本部警務部情報管理課（以下「情報管理課」という。）

和歌山市西46番地の1

郵便番号 640-8313

電話番号 073-476-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-476-0110

(2) 期間

平成26年7月1日（火）から同月23日（水）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで

4 入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）を交付する場所及び期間等

(1) 入札説明書等を交付する場所及び期間は、次のとおりとする。

ア 場所

3の（1）に同じ。

イ 期間

3の（2）に同じ。

(2) (1) により交付する入札説明書等に対して質問がある者は、5に掲げる入札説明会において行うほか、平成26年7月1日（火）から同月24日（木）までの間に情報管理課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

5 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市西46番地の1

和歌山県警察本部岡崎庁舎1階 小会議室

(2) 日時

平成26年7月10日（木）午前10時

6 一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部1階 会議室9

イ 入札日時

平成26年8月27日（水）午前10時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県から入札参加資格のあることを確認された旨の通知書の写しを持参するものとする。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定に定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定に定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県から一般競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて当該停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

(1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、情報管理課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県警察の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

12 契約書作成の要否

要

13 契約の締結における和歌山県議会の議決の要否

否

14 契約方法

契約は、落札者で行うものとする。

15 その他

(1) この入札及び契約に関する事務を担当する部課の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ア 名称
和歌山県警察本部警務部会計課
- イ 所在地
和歌山市小松原通一丁目1番地1
郵便番号 640-8588
電話番号 073-423-0110 (代表)
ファクシミリ番号 073-423-0120

(2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

16 Summary

- (1) Lease of Wakayama Prefectural Police General Purpose Computer
- (2) Time limit for tender:
By hand: 10:00 a.m. Wednesday 27 August 2014
- (3) Contact point for the notice:
Wakayama Prefectural Police Headquarters
Police Administration Department
Finance Section
1-1-1 Komatsubaradori Wakayama City, 640-8588, Japan
TEL: 073-423-0110
FAX: 073-423-0120

入札公告

運転者管理業務端末賃貸借業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成26年7月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 事業年度
平成26年度から平成31年度まで
- (2) 調達役務の名称及び数量
運転者管理業務端末賃貸借業務 一式
- (3) 賃貸借期間
平成27年1月1日から平成31年12月31日までの間
- (4) 調達役務の仕様等
運転者管理業務端末賃貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。
- (5) 納入場所
和歌山県警察本部が指定する場所
- (6) 入札金額
月額で入札することとする。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成26年和歌山県告示第882号に規定する運転者管理業務端末賃貸借業務の一般競争入札参加資格を有する者であること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山県警察本部警務部情報管理課 (以下「情報管理課」という。)
和歌山市西46番地の1
郵便番号 640-8313
電話番号 073-476-0110 (代表)
ファクシミリ番号 073-476-0110

(2) 期間

平成26年7月1日 (火) から同月23日 (水) までの和歌山県の休日を定める条例 (平成元年和歌山県条例第39号) 第1条に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで

4 入札説明書及び仕様書 (以下「入札説明書等」という。) を交付する場所及び期間等

(1) 入札説明書等を交付する場所及び期間は、次のとおりとする。

ア 場所

3の (1) に同じ。

イ 期間

3の (2) に同じ。

(2) (1) により交付する入札説明書等に対して質問がある者は、5に掲げる入札説明会において行うほか、平成26年7月1日 (火) から同月24日 (木) までの間に情報管理課に対して書面等 (ファクシミリを含む。) により行うものとする。

5 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市西46番地の1
和歌山県警察本部岡崎庁舎1階 小会議室

(2) 日時

平成26年7月10日 (木) 午前11時

6 一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1
和歌山県警察本部1階 会議室9

イ 入札日時

平成26年8月27日 (水) 午前10時30分

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県から入札参加資格のあることを確認された旨の通知書の写しを持参するものとする。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額 (当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。
- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定に定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定に定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県から一般競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて当該停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、情報管理課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県警察の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

12 契約書作成の要否

要

13 契約の締結における和歌山県議会の議決の要否

否

14 契約方法

契約は、落札者で行うものとする。

15 その他

- (1) この入札及び契約に関する事務を担当する部課の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県警察本部警務部会計課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110 (代表)

ファクシミリ番号 073-423-0120

- (2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

16 Summary

- (1) Lease of Driver Management Terminal
- (2) Time limit for tender:
By hand: 10:30 a.m. Wednesday 27 August 2014
- (3) Contact point for the notice:
Wakayama Prefectural Police Headquarters
Police Administration Department
Finance Section
1-1-1 Komatsubaradori Wakayama City, 640-8588, Japan
TEL: 073-423-0110
FAX: 073-423-0120

諸 報

和歌山県収用委員会公示送達

土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第5条第1項の規定により、次のとおり公示送達を行う。
なお、送達すべき書類は、和歌山県県土整備部県土整備政策局用地対策課に保管し、送達を受けるべき者にいつでも交付する。受領しないときは、平成26年7月22日をもってその書類の送達があったものとみなされる。

平成26年7月1日

和歌山県収用委員会会長 月 山 純 典

- 1 事件名
和歌山都市計画道路事業3・2・5号 松島本渡線に係る土地収用事件
- 2 送達すべき書類の名称
平成26年6月17日付け和収第2号「審理の開催について」
- 3 送達を受けるべき者
登記名義人 丸山梅次の法定相続人
丸山雅史（住民票上の住所 大阪府豊中市庄内栄町1丁目1番18号 居所 大阪府豊中市利倉西2丁目15-13）